


【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、特定手続用海外旅行保険に関する重要な事項を説明しています。
ご契約前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、当社ホームページに掲載の「サービスガイド」または「普通保険約款・特約」でご確認ください。ご不明な点につきましては、当社までお問い合わせください。
- 「サービスガイド」は契約後に当社ホームページの契約内容の確認画面よりご確認ください。
- この商品は、保険証券を発行しておりませんので、保険証券の代わりに契約成立後に表示される「契約確認書」を印刷のうえ旅行に携帯してください。
- ▼保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。
- ▼この書面は、ご契約後も保管してください。

 このマークの項目は、「サービスガイド」に記載しています。

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I. 契約締結前におけるご確認事項

1	商品の仕組み	2
2	基本となる補償、保険金額の設定 等	2
3	保険料の決定の仕組みと払込方法 等	5
4	満期返れい金・契約者配当金	5

II. 契約締結時におけるご注意事項

1	告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）	5
2	クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）	5
3	死亡保険金受取人	5

III. 契約締結後におけるご注意事項

1	通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）	6
2	解約と解約返れい金	6
3	被保険者からの解約	6

その他、留意していただきたいこと 6

<ご契約内容に関する確認事項(ご意向の確認)> 7

ご連絡・お問い合わせ窓口 8

▼この書面における主な用語についてご説明します。

危険	損害等の発生の可能性をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方または補償を受ける方をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

契約概要

この説明書では「**特定手続用海外旅行保険**」を説明しています。

特定手続用海外旅行保険は、海外旅行中に被保険者がケガを被った場合、発病した場合、その他費用を負担することによって損害を被った場合などを補償するインターネット専用の保険です。また、主な特約は以下のとおりです。

※海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

補償の種類	自動でセットされる主な特約	任意にセットできる主な特約
【基本となる補償】 ケガや病気の補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害死亡保険金支払特約(注) ● 傷害後遺障害保険金支払特約(注) ● 治療・救済費用補償特約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急歯科治療費用補償特約(注) ● 疾病死亡保険金支払特約 ● 戦争危険等免責に関する一部修正特約
その他の補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任危険補償特約(注) ● 携行品損害補償特約(注) ● 弁護士費用等補償特約 	<ul style="list-style-type: none"> ● テロ等対応費用補償特約(注) ● 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約(注) ● ペット預入延長費用補償特約

(注) タイプKを選択される場合は、自動でセットされませんのでご注意ください。

(2) 被保険者の範囲

契約概要

- ① この保険は、始期日時時点で満70才以上の方を被保険者とする契約はできません。
- ② 被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の保険をお選びください。

	被保険者の範囲		
	本人(注2)	配偶者(注3)	親族(注4)
個人プラン	○	—	—
ファミリープラン(注1)	○	○	○

(注1) 家族旅行特約がセットされた特定手続用海外旅行保険をいいます。

(注2) 本人とは、「申込内容の入力」画面の「被保険者(旅行される方)の情報」欄に入力された方をいいます。

(注3) 「申込内容の入力」画面の「同行される被保険者の情報」欄に入力された方に限ります。なお、配偶者には、旅行後に本人と婚姻の届出を予定されている方を含みます。

(注4) 「申込内容の入力」画面の「同行される被保険者の情報」欄に入力された方に限ります。なお、親族とは、「本人または配偶者と同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族)」または「本人または配偶者と別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子」をいいます。

※特約により被保険者の範囲が異なっているものがあります。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償(ケガや病気の補償)は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

※この保険において責任期間とは、保険期間中かつ海外旅行中(保険証券に記載された海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中)をいいます。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、そのケガにより既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 旅行開始前または終了後に被ったケガ ● (傷害後遺障害保険金のみ)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1) ● 戦争、外国の武力行使等の事変によるケガ(注2) ● 「補償対象とならない運動等」(注3)を行っている間に被ったケガ など
傷害後遺障害保険金	海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
治療・救済費用保険金（治療費用）	次のいずれかの場合に、被保険者が支出した治療費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。（*1）（*2） ①責任期間中のケガのため、治療を受けた場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り）のため、責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合 ③責任期間中に感染した約款所定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に治療を開始した場合 （*1）カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）に関する治療費用は対象外となります。 （*2）1回のケガ、病気につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。	●妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用しての運転中のケガまたは病気 ●旅行開始前または終了後に被ったケガまたは病気（既往症） ●歯科疾病（緊急歯科治療費用補償特約によりお支払い対象となる場合があります） ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●戦争、外国の武力行使等の事変によるケガまたは病気（注2） ●「補償対象とならない運動等」（注3）を行っている間に被ったケガまたは山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）を行っている間に発病した高山病 など
治療・救済費用保険金（救済費用）	約款所定の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が救済費用（被保険者の親族が看護などのために収容先へ向かう交通費など）を負担した場合に、その費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。（*） ＜約款所定の事由（主なもの）＞ ①責任期間中に被ったケガや病気の治療のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、病気については、責任期間中に治療を開始していた場合に限り ②責任期間中のケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ③責任期間中に病気、妊娠、出産、早産または流産により死亡した場合 など （*）1回のケガ、病気、事故につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。	●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用しての運転中の事故 ●旅行開始前または終了後に被ったケガまたは病気（既往症）による入院 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病による入院 ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●戦争、外国の武力行使等の事変によるケガ、病気または事故（注2） ●「補償対象とならない運動等」（注3）を行っている間に、「お支払いする主な場合」＜約款所定の事由（主なもの）＞①などに該当した場合 など
疾病死亡保険金	次のいずれかの場合に、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に病気で死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り）のため、責任期間終了後30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り ③責任期間中に感染した約款所定の感染症のため、責任期間が終了してからその日を含めて30日以内に死亡した場合	●被保険者が被ったケガに起因する病気 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ●歯科疾病 ●戦争、外国の武力行使等の事変による病気（注2） ●山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）を行っている間に発病した高山病 など

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注1）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注2）テロ行為によるケガ、病気、事故は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。

（注3）「補償対象とならない運動等」とは下記のものを含みます。

- ①山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングを含みます）
- ②リュージュ
- ③ボブスレー
- ④スケルトン
- ⑤航空機（グライダーおよび飛行船を含みません）操縦（職務として操縦する場合を含みません）
- ⑥スカイダイビング
- ⑦ハンググライダー搭乗
- ⑧超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラシュート型超軽量動力機を含みません）搭乗
- ⑨ジャイロプレーン搭乗
- ⑩その他上記①から⑨までに類する危険な運動

(2) 主な特約の概要

契約概要

主な特約とその概要を記載しています（別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります）。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約でご確認ください。

緊急歯科治療費用補償特約	責任期間中に発生した歯科疾病症状の急激な発症・悪化により責任期間中に緊急歯科治療（注1）を開始し、被保険者がその費用を負担した場合に保険金をお支払いする特約です。
賠償責任危険補償特約	海外旅行中に、偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。（注2）

携行品損害補償特約	海外旅行中に、偶然な事故により被保険者が携行している身の回り品(被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物)に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。(注3)
航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物がその目的地に運搬されなかったために、被保険者がその目的地において衣類、生活必需品等を購入またはレンタルし、その費用を負担した場合に、保険金をお支払いする特約です。
弁護士費用等補償特約	責任期間中の偶然な事故により被害(注4)を被った被保険者が、その被害事故について法律上の損害賠償請求を行い、損害賠償請求費用を負担することによって損害を被った場合または弁護士に法律相談を行い、法律相談費用を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。(注5)
テロ等対応費用補償特約	テロ等により最終目的地への到着が遅延した(注6)ため、被保険者が交通費など費用の負担を余儀なくされた場合に、保険金をお支払いする特約です。(注7)
ペット預入延長費用補償特約	帰国遅延(注8)により、被保険者がペット預入延長費用(注9)を負担した場合に、保険金をお支払いする特約です。

- (注1) 緊急歯科治療とは、歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療のうち、痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
- (注2) 被保険者が責任無能力者の場合には、その責任無能力者の行為による他人の身体の障害または財物の損壊について、親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
- (注3) 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難および航空会社等寄託手荷物不着による損害については30万円が保険期間中の限度となる場合があります。
- (注4) 被害とは、被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。
- (注5) 被害事故についての損害賠償請求または法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りです。
- (注6) 旅行の最終目的地への到着を満期日の午後12時までに予定しているにもかかわらず、空港の閉鎖、交通機関等に対する第三者による不法な支配、テロ行為または公権力による拘束などの事由により遅延したことをいいます。
- (注7) この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)を複数契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (注8) 旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、搭乗予定の交通機関の遅延または欠航・運休などの事由により遅延したことをいいます。
- (注9) 帰国が遅れたことにより被保険者がペットの世話に従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設にペットを預け入れることにより発生した費用で、社会通念上妥当な費用をいいます。なお、ペットとは、被保険者個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬またはねこをいいます。

(3)複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回特定手続用海外旅行保険にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険の賠償責任危険補償特約
携行品損害補償特約	他の海外旅行保険の携行品損害補償特約
テロ等対応費用補償特約	他の海外旅行保険のテロ等対応費用補償特約

(4)保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定(タイプの選択)については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、「申込内容の入力」画面をご確認ください。

- 保険金額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、死亡に関する保険金額は、被保険者ごとに他の保険契約等と合計して、1,000万円(注)が限度となります。

(注) 普通保険約款や特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険期間 : 旅行期間にあわせて92日以内で設定してください。実際に契約する保険期間は、「申込内容の入力」画面をご確認ください。
- ② 補償の開始 : 始期日の午前0時（旅行出発当日に契約する場合は、「契約確認書」記載の契約成立時刻）に始まります。ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行行程開始前に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- ③ 補償の終了 : 満期日の午後12時に終わります。ただし、旅行行程終了後に発生した事故に対しては、特約に定める場合を除き、保険金をお支払いできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、旅行目的地等により決まります。実際に契約する保険料は、「申込内容の入力」画面でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む一時払、かつ、クレジットカード払のみとなります。
- ② 保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目（「加入プランの選択」画面の「ご契約にあたっての質問・重要事項説明」に【告知事項】として記載された項目）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- (2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（下記③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項

- ① 旅行日程（旅行日程とは、海外旅行の目的をもって住居を出発する日（出発日）から住居に帰着する日（帰国日）までをいいます。その期間を正しく入力してください）
- ② 旅行目的地
- ③ 同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無
- ④ 被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務

(注) 特定手続用海外旅行保険、海外旅行保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険等を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は保険期間が最長92日であり、1年以内であることから、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となり、死亡保険金受取人の変更はできません。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく当社に連絡する義務(通知義務)があります。保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、以下の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

通知事項

- ①被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務を変更した場合
- ②新たに旅行先で職業に就いた場合
- ③旅行目的地を変更した場合(注)

(注) 上記③に該当した場合、保険料を追加で請求することがあります。また、目的地変更がこの保険契約の引受範囲を超えた場合には、ご契約を解除することがあります。

- (2) 被保険者の職業・職務を変更した場合で、変更後の職業・職務が以下に該当するときは、保険期間の中途であってもご契約を解除することがあります。

農林・漁業・採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含みます)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- (3) ご契約後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②保険期間の変更など、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、当社まで速やかにお申し出ください。解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じた、解約返れい金を返還します。この場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。


3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

 「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、留意していただきたいこと

1 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険の適正なお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払いのために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●クレジットカード情報の取扱いについて

当社が保険金をお支払いした場合、クレジットカード（*1）に付帯されている海外旅行傷害保険等の引受保険会社に対して、当社がその保険会社の負担すべき部分を請求（*2）するためにカード会社名、カード名称、カード番号、カード名義等を利用させていただきます場合があります。

（*1）本保険契約の保険料のお支払いにご利用いただいたクレジットカードをいいます。

（*2）クレジットカードに付帯されている海外旅行傷害保険等と補償内容が重複している場合、当社はその契約の引受保険会社が負担すべき部分を請求することができます。

●再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（P. 8 参照）をご覧ください。


4 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。


- | | |
|--|----|
| ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させた場合 | |
| ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 | |
| ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 | |
| ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 | など |

5 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に事故受付センター（P. 8 参照）または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。なお、賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。また、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「サービスガイド」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合
 「万一、事故が発生した場合のご注意」参照

その他、下記の項目は「サービスガイド」をご確認ください。

 「無効、取消し、失効について」「ご契約内容および事故報告内容の確認について」

<ご契約内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

お客さまのご意向に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、「申込内容の入力」画面に入力した内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った契約内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご契約ください。なお、ご不明な点などは当社までお問合わせください。

- この保険商品、ご契約プランおよびご契約タイプは、お客さまのご意向に沿って、旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療への備えとして提案させていただくものです。保険金額や保険料などお客さまのご意向を満たしていない部分がありましたら、当社までお申し出ください。
- 次の項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合など）、特約の内容
 - 被保険者の範囲（個人プラン、ファミリープラン）
 - 保険金額
 - 保険期間（旅行期間にあわせて設定してください）
 - 保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと
- 被保険者に関する「生年月日」・「旅行行程中に従事する職業・職務」・「旅行目的地」・「その他質問項目」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット可否をご確認ください。

ご連絡・お問い合わせ窓口

1 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

商品内容やお申込みに関するお問い合わせは	当社へのご相談・苦情がある場合は
下記にご連絡ください。 三井住友海上インターネットデスク 0120-988-181 (無料) ※海外からは 81-476-55-1467 (有料)におかけください。 ※受付時間(日本時間)9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)	下記にご連絡ください。 三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277 (無料) ※受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00 (年末年始は休業させていただきます)
事故が発生した場合は	
遅滞なく下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上ライン」 0120-365-240 (無料・日本語受付) ※海外からは 81-3-3497-0915 へコレクトコールでおかけください。	

2 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。
また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビダイヤル] **0570-022-808**

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

<http://www.ms-ins.com>